

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	(仮称)川西市手話言語条例制定検討部会		
事務局 (担当課)	福祉部 障害福祉課 内線(2656)		
開催日時	令和3年2月19日(金) 午後6時~8時		
開催場所	市役所 2階 202会議室		
出席者	委員 (敬称略)	下司部会長、岩本委員、種池委員、中濱委員、中井委員、岡坂委員、秋山委員	
	その他		
	事務局	山元福祉部長、山本福祉部副部長、斎藤障害福祉課長、熊井障害福祉課長補佐、高田、川口	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1.開会 2.部会員紹介 3.部会長の選出 4.手話言語条例制定における意見交換 5.今後のスケジュール 6.閉会		
会議結果	別紙のとおり		

## 審 議 経 過

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから開会いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、第1回（仮称）川西市手話言語条例制定検討部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を担当させていただきます、福祉部障害福祉課長の斎藤でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>手話言語条例制定検討部会は、本市審議会である「川西市障害者施策推進協議会規則」第7条に基づき、手話言語条例制定にあたり専門的に協議するため、設置いたしました。</p> <p>本来なら、本日に委員の皆様一人ひとりに対し、委嘱状を伝達させていただくべきところですが、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、伝達式を省略させていただきますこと、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、委嘱状につきましては、本日机の上に置かせていただいております。</p> <p>では、委員の出欠をご報告いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は7名です。</p> <p>全員ご出席いただいておりますので、川西市障害者施策推進協議会規則第7条第7項に基づき、本日の部会は有効に成立しております。</p> <p>なお、会議録を作成するため、本日の会議を録音させていただくとともに、会議録の承認につきましては、部会長にご一任いただきたく、あわせてご了承くださいようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、検討部会の開催に先立ちまして、福祉部長よりあいさつをいただきたいと思いますが、その前に、本日、ご発言の際には、表情も見えるように、恐れ入りますが、本日お配りしております透明のマスクを着用いただきたいと思います。次回以降は、この透明マスクをご持参いただきますようお願いいたします。</p> <p>山元部長お願いします。</p>
山元部長	<p>皆様あらためましてこんばんは。川西市福祉部長の山元です。</p> <p>平素は川西市の福祉施策、とりわけ障がい者の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。</p> <p>また、本日は何かとお忙しいところ川西市手話言語条例検討部会を開催いたしましたところご参集いただきまして重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、手話言語条例についてでございますが、本来でしたら既に策定を終えているスケジュールを思っておりました。しかし、ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染が拡大してまいりましたので、やむなく検討の方を中断させていただいた次第です。しかし、いつまでも待っておくということもかないませんでしたので、本日ようやくと第1回目の検討部会を開催させていただき運びとなりまして、我々関係者といたしましてもなんと</p>

## 審 議 経 過

事務局	<p>か川西市の実情に応じたすばらしい条例をつくっていきたくいとうゆうふうな思いでございます。ここにお集まりいただきました専門家の皆様や当事者の皆様と一緒にすばらしい条例をつくり上げていきたくいとうゆうふうに思いますので、どうぞご協力いただきますようよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、お手もとにお配りしております次第に従いまして、まず、部会員をご紹介いたします。</p> <p>神戸女子大学健康福祉学部社会福祉学科、准教授の下司 実奈様、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会、理事、岩本 吉正様、川西ろうあ協会会長、種池 麻祐子様、川西市手話サークルパピヨンの中濱 とも子様、川西市介護保険サービス協会、監事の中井 慎一様、川西市教育支援センター、所長の岡坂 憲一様、川西市障害者施策推進協議会委員、秋山 博様</p> <p>続きまして、本日出席させていただいております福祉部の職員を紹介いたします。山元 福祉部長でございます。山本 福祉部副部長でございます。斎藤 障害福祉課 課長 でございます。熊井 障害福祉課 課長補佐でございます。</p> <p>それでは、続きまして、会議次第の3「部会長の選出」に移らせていただきます。「川西市障害者施策推進協議会規則」第7条第3項の規定によりますと、部会長は、部会員の互選により定めることとされております。</p> <p>部会長は部会の会務を総理し、部会を代表していただくとともに、部会を招集し、議長として、会議を進行していただくこととなります。</p> <p>また、部会長に事故があるとき、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理すると規定されております。</p> <p>部会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>お声がありません。本日は、初めての顔合わせでもありますので、差し支えなければ、事務局から推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり )</p> <p>ありがとうございます。それでは、事務局から推薦を願います。</p> <p>それでは、部会長には、下司 実奈部会員を推薦させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会長には、下司委員にご就任いただくことに決まりました。</p>
-----	--

## 審 議 経 過

部会長	<p>それでは、下司部会長、部会長席へお着きくださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、部会長のご就任に当たり、ごあいさつをいただきたいと思えます。</p> <p>あらためまして部会長に選出されました下司です。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、部会長が選出されましたので、ここからの進行につきましては、下司部会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。</p> <p>会議次第の4「(仮称)川西市手話言語条例の制定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、次第4(仮称)川西市手話言語条例の制定について、ご説明いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>まず、1 背景・経過についてご説明いたします。</p> <p>平成18年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」や、平成23年8月に改正された障害者基本法においては、手話が言語であると位置づけるとともに、情報の取得又は利用のための手段について確保を図る旨が規定されています。</p> <p>その後、全国の自治体で、住民が手話を言語として理解し、広く普及することなどを目的とする、いわゆる「手話言語条例」を制定する動きが活発化し、令和2年12月28日時点で、手話言語条例を制定した自治体は、29道府県、14区、272市、56町、2村の373ヶ所となっています。本市におきましては、平成26年9月議会において、市議会より国へ法整備を求める意見書が提出され、市といたしましても、国に対して法整備の要望を行ってまいりました。また、当事者団体から条例制定の要望をいただいております。当事者らが手話言語条例の勉強会を開催するなど自主的に活動をされているところでございます。</p> <p>手話言語条例の制定につきましては、市が令和元年度に制定の意思決定をいたしております。</p> <p>次に、手話に関する本市の取組状況についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、庁内設置手話通訳者の配置につきましては、平成29年4月1日より、障害福祉課に会計年度任用職員2名が交代勤務し、常時1名を配置しております。</p> <p>窓口での手話通訳対応や、派遣業務、研修の企画等を担当しています。</p>

## 審 議 経 過

窓口での対応では、令和元年度 対応来庁者数 1,751件、令和2年度12月末現在では、対応来庁者数 881件となっています。次に、登録手話通訳者数につきましては、令和3年1月末現在は30名が登録されております。

次に、手話通訳派遣件数につきましては、平成30年度は895件、令和元年度は877件、令和2年度12月末現在は、449件です。派遣種別上位で見ますと、いずれの年度も医療対応への派遣がトップで、2位は、講演会の参加や買い物など地域・生活の派遣でございます。

手話通訳関係講座につきましては、手話奉仕員養成講座、全国手話統一試験対策講座、通訳士試験対策講座、登録手話通訳者現任研修等を開催しております。

機器設置状況につきましては、障害福祉課の窓口に磁気ループ補聴システム、助聴器、電子メモパッドを設置しております。

次に、遠隔手話サービス制度の導入につきましては、コロナ感染症対策の一環として、兵庫県が各市の意思疎通支援事業やひょうご通訳センターでの広域派遣調整の枠組を基本として「遠隔手話サービス」を導入しました。今後、当事者、通訳者とで研修をしながら、実用して参りたいと思っております。

次に、障がい者手帳所持者及び一般市民を対象としたアンケート調査結果をご説明させていただきます。

令和2年6月16日から7月3日までの間、市障がい者プラン2023中間見直しで実施した「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するためのアンケート」において、手話言語条例に関する認知度及び意見を広く市民の意見を聴取いたしました。その結果ですが、まず、障がい者手帳所持者対象アンケートでは、対象者としまして、18歳以上の身体・療育・精神、各400人と18歳未満各種障がい者手帳所持者400人、合わせて1,600人の方々にアンケートさせていただきました。

回収数は、770件で、手話言語条例の認知度については、残念ながら、8割近くが「知らなかった」との回答でした。

一般市民対象アンケートでございますが、対象者は18歳以上の市民で1,000人となっております。回収数は381人、手話言語条例の認知度については、78.7%の市民が「知らなかった」との回答でした。

自由意見につきましては、事前ご送付させていただいておりますことから、時間の都合上、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

部会長

説明が終わりました。部会員の皆さま、ご意見、ご質問等はありませんか。

## 審 議 経 過

部会員	<p>内容について確認させていただきたいと思います。先ほどの手話に関する取組状況のなかで、市役所に来られる方の数が881、こういった内容で市役所に来られているのか。内容を簡単に結構ですので説明していただきたいです。</p>
事務局	<p>もう一つ二つ目は、一般市民に対するアンケート、1,000人の対象、こういった方に送ったのか聞かせていただきたいです。よろしくお願いします。</p> <p>障がい者の来庁内容についてですが、派遣の申請とか、あるいは庁内のいろんな手続き、日常生活、例えば電話を買いたい、業者とのやりとりですとか、主にそういった内容が多いです。</p> <p>一般市民の1,000人ですが、無作為での抽出となっています。</p>
部会員	<p>なるほど分かりました。ありがとうございます。</p>
部会長	<p>それでは次に参ります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料2をご覧ください。</p> <p>まず阪神間各市の条例制定時期・名称につきましては、記載のとおりでございますが、尼崎市につきましては平成29年、西宮市につきましては、手話言語に特化した条例ではございませんので、「西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすい街づくりの推進に関する条例」いわゆる障がい者差別と意思疎通と合わせた形の条例の中で手話言語という部分を定められているところでございます。芦屋市につきましては、同じく平成29年4月1日、伊丹市につきましては、平成30年4月1日、宝塚市は平成28年、三田市は平成29年という形で各市は条例制定されております。また、規定事項に関しましては、全国ろうあ連盟で示されている、市町の手話言語条例モデル案に沿って作成されています。ただ、個別で規定しているものとして、「学校等における手話の普及」「聴覚障害者の意思疎通支援」「手話を使用した情報発信」「手話を学ぶ機会の確保」など個別で規定されている市町もあります。</p> <p>続きまして、意見交換という形で本日は皆様で議論いただく材料として書かせていただいております。以上でございます。よろしくお願いします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。それでは、今説明いただいた資料を踏まえて、皆さんの手話言語条例へのお考えや、思いを一人ずつお話しください。では、名簿順に、一言でも、二言でもご意見をお願いします。</p>
部会員	<p>川西ろうあ協会と手話サークルの関係者が集まって、どのような言語条例が良いのか、ワークショップや勉強会を開き、様々な意見を集めました。モデル条例もありますが、川西市独自で話し合った結果で、ぜひつけてほしいというのはまず手話の普及、方法色々あると思いますが、イベントやって手話を見てもらう、劇とか歌とかそういうのもあるんですけども、地</p>

## 審 議 経 過

部会長 部会員	<p>元ではイベントよりも生活、暮らしのなかで、例えば医療機関、病院とか医療機関、介護関係、教育、お店、様々な店いろんなところに身近な暮らしの中で手話を知ってもらおうというような医療機関、教育、介護、飲食店そういった普及、理解をしてもらうのを明記してほしいのと、災害とか緊急時に避難所とか情報保障も当たり前なんですけど避難所だけではなく、緊急とか例えば病院もあります、地震がおきたとき情報がなくて困るということが無いようにきちっと情報保障がなされること。あと手話通訳関係も今は通訳状況にまだまだ様々な課題があります。例えば夜間とか休日とか、夜間とかやはり個人で行っているのが実状でやはり公的にも行えるように整備してほしいです。やはりそういった定義がないとろう者は非常に暮らしにくいです。ろう者が暮らしやすい社会にしていきたいなと思います。情報保障、手話通訳、機械を使った遠隔手話通訳も含め様々な情報保障がなされる、できる環境の定義を求めます。まゝこれぐらいですかね。</p> <p>はい、ありがとうございました。では続けてお願いします</p> <p>やっぱり基本的には聴覚障害者が安心して暮らせる町づくり、そのことが一番大きな目標だと思います。もちろん私たち聴覚障害者団体としては、手話は言語であるということを明記したうえで全ての人々に理解してもらうのが最優先です。理解してもらったうえで、社会が手話は目に見える形でいろいろなところで使えることが必要だと思います。私たちの希望でもあります。当然、市としては手話を学ぶ側が非常に少ないです。手話養成講座というのは一年間限りですよ。例えば一日で手話が学べる環境とか、もっと勉強したいというきっかけ作り、それで講座につながるような環境の取組を是非行っていただきたいと思います。また不安という面があるのはさっきおっしゃったようにやはり災害の時ですね。いつおきたか分からない状況です。なので、例えば地震がおきた時でも家から出てもいいのか避難所に行ったらいいのか。避難所に行ってもやっぱりまわりは聞こえる人ばかりでその中で自分が一人ぼっちになってどうしたらいいのか。もう当然皆も聞こえる聞こえない限りなくパニックになりますので、やはりそれに合わせた情報保障、行政も今、今から前もって準備する実際おこったあとも本当にやはりバタバタになると思います。それが無いようにやはり前もってきちっと準備して頂きたいなと思います。今まで手話言語条例、兵庫県の中では全部で17市町がしていると思います。その中でやはり一番大きなのは、手話を学ぶ場が増えたことです。そういった効果の面もあります。それは、手話言語条例ができたことで。なので、手話言語条例が制定されたことで終わりではなく、やはり行政だけが決めるんじゃなく当事者団体と一緒に様々な取り組み実際にやってみる。一年間の中で色々</p>
------------	--

## 審 議 経 過

部会長 部会員	<p>取り組みやってみて、次にさらに工夫して内容を変えていく、そういった環境を是非川西市も作って欲しいです。やはり行政だけでは、私たちには見えないので、そうではなく関係者団体と一緒に取り組んでいってほしいと思います。ほかも一杯あるのですが、まず川西市として出来ること、私は是非サポートしてお手伝いさせていきたい。</p> <p>ありがとうございました。それでは名簿順で。</p> <p>私は、ほかの市の広報の実態を知らないのですが、川西の広報紙って結構分厚いですよね。以前に比べたらここ10年程ですかあの資料が続いているのは。あの1ページでも割いて簡単な単語ですとか、簡単な挨拶そうゆうふうなことを条例が制定したあとシリーズで載せていただくと結構みんな注目していただけるのではないかと考えています。是非あの広報誌の活用をお願いしたいと思います。</p>
部会長 部会員	<p>ありがとうございました。</p> <p>まず、あの私自身が、デイサービスを経営しております。その中で今までろう者の方もご利用されたことがあります、残念ながらその人は目も見えなかったので手話というものは一切使える方ではなかったのです。介護の場合においても勿論耳が聞こえない方というのは多くおられますが、今まで僕が介護ずっと携わってきましたけど手話が必要な方は殆んどおられなかったのですよね。実際僕自身手話っていうのを殆んど関わったことが殆んど無いので、今回改めて勉強させていただくことになるのですが、先ほどおっしゃっていた、その日常生活の中に手話を取り込んでいくというのは凄く良いかなと思いました。実際商工会に所属してまして、例えば商工会とかのイベントがあるときにも舞台上で手話通訳の方が上がっていただく、たとえば介護で小学校6年生になるのかな、車いす体験っていうのが川西市全域の小学校で行われているのですが、同じように小学校の授業の中にそうゆう手話の時間を確保していく、結構認知症体験とかも小学生やっていたら家に帰って話を家族としたりしているようなので、お父さんお母さんは子供たちが学校で学んできたことを、学校で手話習ってきたよ、挨拶だけでもそれでできればもっと身近になる。アンケート中でも小学校の時にやるべきだと声が一杯載っている。幼稚園、小学生の時にそうゆう時間を確保していくというのは良いのではないかなと思います。それと緊急時という話もありましたけれども、消防関係の人たちがどこまで手話の対応が出来るのかなって。地域の方も勿論そうでしょうけど地域の方よりは消防関係、本当に非常時に真っ先に対応してくださるのが消防関係だと思いますけれどもその整備も必要なんじゃないかなと思います。以上です。</p>



## 審 議 経 過

部会長 部会員	<p>ありがとうございます。</p> <p>私がこの場所にいるのは教育の立場から就学前の子もですし就学後の子どもも含めて、就学前であれば特別支援学校に在籍している子どもたち、それから地域の難聴学級に在籍している子どもたち、それから特別支援学校に在籍している子どもたち、その子どもたちのさきほど言われた情報保障をしていくこともそうですし、それ以外の子供たちそれからそれに関わる保護者の方にも手話を知って頂く、手話が一つの言語であるってということを知って頂く、それから普及していくってということがとても大事なことかなと。私自身は特別支援教育で大学院に行かせて頂いた時、色々なことを学んだ時にやはりこの普及していくというのがとても、大事なところだと思っていますので、そこを大事にしていきたいと思っています。以上です。</p>
部会長 部会員	<p>ありがとうございます。では続いて。</p> <p>兵庫県で言語条例の出来てないのは川西と洲本市、豊岡市その3市だけです。去年は西宮が出来ましたので。その中で阪神の7市の内6市、6市ですね。南の3市、北3市その制定された内容全部読みました。みんな立派です。大体同じような内容がほとんどです。その特にいいのはやっぱり伊丹が素晴らしいですね。それと宝塚、ちゃう、ごめんなさい神戸市と明石市の読みました。私はそうゆう他市に負けられないような条例を作っていけるように皆さんと進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。それではまず今それぞれ説明して頂いたことについて皆さんで意見交換していきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。</p>
部会員	<p>さきほど小、中学校で手話を学んだらいいのではないかということお話されていましたが、川西市では小、中学校で福祉を学ぶということで、毎年学校から依頼を受けています。実際行っているのですが毎年同じことをくり返し実施していて、そのような取組みもしております。プラス親子手話教室というのでも2年前くらいから開いています。参加者が言うにはこれだけで終わるのはもったいない、もっと手話で会話したいという意見がございます。でも自由に会話する場がないというのが課題でもあります。さきほど言いましたように、福祉で学んで、親子手話教室に参加して皆と一緒に学んでも、手話で自由に会話する場がない、それが欲しいなと思います。そういう人たちは自由に会話できるのですが、ろうあの方は手話で自由に会話する場がまだまだない。特に高齢者は脚が弱ってくるという人も多くて、免許証も持っていないのでなかなか高齢者が自由にあって話しすることもできないと思います。デイサービスなどでは手話が必要なるろうあ者が</p>

## 審 議 経 過

部会長

いないとおっしゃいましたが、私たちのまわりには沢山そういった方がいらっしやいます。やっぱりコミュニケーションがとれない介護サービス、そういう所に一人でも手話のできる人がいれば安心できるなというふうに思う。コミュニケーションが全くできないというところがあるので必要なサービス、ろうあの人たちはやっぱり自由にしゃべりたいという思いがあるのでなかなかそれもできない、もっとろうあのことを分かっていたいで少しでも手話を覚えていただいたら会話はできるなという意見もあります。消防署ですが先ほど言われました消防に関してメールでやり取りは出来るのです。まだ私も経験していないのでどういうものが課題がよく分からないところもあります。

手話言語条例っていうものは、すごく細かいことを全部のせていくわけにもいなくて、要するにこれから必要な政策が色々出して頂いて、それがこれから更に行いやすくなるような文言にしていくことがとても大事だと思うのです。ですのでこんなニーズがあるという情報を出していただき、利用者本人からの、聞こえる人達の、こんなニーズがあるのではないかっていうふうなこともお互いに出し合っていて、それがより予算確保が出来るような、そうは言ってもそんなもの凄い予算は出ないと思いますが、そういうことがこう実施しやすくなるような言語条例というものを作っていかないといけないのかなというふうに思っています。ちょっと先ほど聴覚障がいの小さい子どもたちの親子手話教室っていうのがあったのですが、実はスタッフの人に去年から聴覚障がいを持っている小さい子どもさん、就学前の子どもさんとその家族を対象に手話教室、手話で遊ぼうっていうふうなものを兵庫県聴覚障害者協会が兵庫県から委託された事業ですけども、コロナの関係でなかなかやっぱり人に集まってもらうのが難しくここ半年ほどは人を集めることが出来ていないです。それでじゃあ無理だねっていうわけにはいかないの、皆で色々知恵を絞って手話の手遊び歌の映像を作ってそれを希望者の方に送って見て頂くとか、手話を使って大型絵本を読んでその映像を見てもらうとかその様なこともしています。先ほど単語を広報誌に載せてほしいって言って頂いたんですけど、またそれも広報誌もそうですけどこれからは何か市のホームページとかに手話表現や自由に見られるような、難しいのはあれですが簡単なところからだして頂くとか、そんなことも色々時代に応じてそういうこともできていくんじゃないかなというふうに思っています。ここで話し合っていくことではなくて、そういうことがいかにこれから言語条例制定のあと実施しやすくなった、していけたらなと思います。では引き続きご意見よろしいでしょうか。

## 審 議 経 過

部会員	<p>先ほどお話しされたあたりで気になることがあるのです。川西市のなかで難聴学級があるとおっしゃっていましたが小学校、中学校になるのか教えて頂きたいです。</p>
部会員	<p>すぐにはちょっと分からないのですが。</p>
部会長	<p>分かりましたまた次回で結構ですので。</p>
部会員	<p>すみません。</p>
部会員	<p>私はこぼと特別支援学校に同窓会の会長を務めています。昭和55年に設立されて、40年以上。以前私がいた時は手話ではなくて口話教育を受けていました。先生の口話を読む訓練、発音を練習します。口話を卒業した後、地域の小学校に通っていました。学んでコミュニケーションスムーズに出来ていると思ったら、そうでもなく、なかなかコミュニケーションをとることが出来ませんでした。私は兄弟が4人います。上の兄と下の私と同じ耳が聞こえません。3番目の姉だけが耳が聞こえます。学校で色々な苦しかったことを帰ったらやはり兄弟同士で助け合った中で今まで頑張ってきたと思います。何が言いたいかというのは、こぼとを卒業した人、私たちの後輩、私の前に尼崎市の作業所に通ってました。そこで川西市に住んでいる難聴の女の子が相談に来られました。やっぱり彼女もこぼとを卒業した、つまり私の後輩になります。女の子は今まで両親と一緒に頑張ってコミュニケーション口話を頑張って一生懸命勉強していましたが、ある時お母さんが亡くなりました。お父さんと娘だけの生活になりました。お父さんとのコミュニケーションはあまりとれなかったんですね。ずっとお母さん中心で口話でコミュニケーションをとっていたんです。彼女は相談に来られた時に、やっぱり今のこぼとは学んだけれども口話、でも私は聞こえないお互いに何言ってるかさっぱり分からない時があります。ごめん、もういっぺんゆっくり話してと言うけれどやっぱり実際の口話は小さいというので読み取れない。彼女はやっぱり誰に頼ったらいいのか分からない状態で、ずっと一人ぼっちな状況下にありました。それを見て私は感じたことはやっぱり一番大切なのは、親とのコミュニケーション、それは基本だと思います。</p> <p>それはやはり手話だったらもっともっと視野が広くなり、色々な事がスムーズに行えたのではないかなと感じました。そういう一人ぼっちが無いように教育の場面、小学校、中学校でもいいので、やはり手話を出来る環境を作り、聞こえない、手話を覚えるだけでなく親も手話を覚えるといった環境の整備が必要だと思います。私は結婚して子ども3人います。3番目の娘は今中2、難聴です。僕は小学校、中学校、高校が地域の学校に通ってました。僕だけが。周りはやはり皆聞こえる人でそういった環境で</p>

## 審 議 経 過

部会長	<p>育ちました。手話も分からないままでした。娘も今難聴学校に通っています。でも珍しくそこでは指文字皆に覚えてもらいました。友達同士で指文字でお話ししてコミュニケーションをとっています。それを見てあっそうということもあるんだなって、僕と比べたら環境が全く変わっている。勉強もすごく出来る。私は勉強も出来なかった。学習も出来なかった。やはり説明されて内容が分かるというのと分からないというのではやはり違います。川西でも幼稚園こばとに通っている、先生も仰ったように皆が集まる場、参加出来る場、そういった環境の確保、小学校に入る、難聴学級もある、勿論担任の先生が聴覚障害に関する理解が最優先だと思います。そういったことが漏れないように、1人1人小学校の先生が小学校もきちんと手話を設置し手話の理解を深め環境を作っていくのが大事だと思います。難しい事ではないと思います。聞こえない子どもたちが集まれる場、参加できる場、そういった環境整備がとても大事だと私は思います。川西もどうか言語政策の中に取り組みで欲しい。そういった話し合いもこれから進めたらいいなと思います。</p> <p>はい、ありがとうございます。今回のこの条例制定は福祉部が中心になって進めて下さっているわけですが、本当に教育、私今まで色々な市の方と色々な形で関わってきたんですけど、ほんとごめんなさい。お役所ってほんとに縦割りなんですよ。それで教育と福祉っていうの、例えば教育委員会と福祉部っていったら本当は凄く連携して欲しいんですけど中々連携が進まないっていうところがあって、例えば小学校に難聴の子どもさんが入って手話通訳のような形が出来ないかなって言ったら教育委員会の方が最初に私言われたのは、「いや、先生、手話が出来る人はいないです。」と仰って、いや、そりゃいないでしょ、でも福祉課に言って下さったら、手話通訳の方いらっしゃるのだからそこから小学校に派遣するっていうようなことが出来ませんかって言ったら、「えっ」と言われて中々そこはうまくいかないんです。学校って先生だけが専門家なのでそこに教育免許の無い方が教室の中に入っていくということは、それが凄くスムーズに進む市もあったんですけど、勿論。ただ、手話通訳の方が子どもさんの補助のような形についていただいたり、担任の先生の横で手話通訳して下さったり出来たんですけど、そういう事が出来る市の方が少なくて、それが本当にいいのかどうか、勿論別なんですけど、結構それが連携するってことが中々難しいところ。すみません川西市はそんなことは無いと思いますが、その難しさっていうのはとてもあるので、それは例えば病院の事に関してそれぞれ管轄して下さる課があって、災害もそうですし、消防もそうですし、それぞれ色々な課があって管轄しておられるので、そこがいかにかうまくお</p>
-----	---

## 審 議 経 過

事務局	<p>互いに協力出来て、だから福祉部作りました、そうじゃなくて福祉部と通じて頑張って作り上げてきたものが川西の中で、それってうちに関係ないことではないよねっていうことを一緒に思ってもらえるようなものを作り上げていかないと結局作ったが、その後別に何も変わりませんでしたっていうことになってはいけないので、そのところもまた、それは市の中で色々頑張ってもらえるかもしれないんですけど。そういうことも踏まえて、皆さんに分かって頂けるような、なんか無いと駄目なんだっていうよりはあったほうがお互い楽しいよねっていうふうに思えるようなそういうものがやっぱり出来れば作っていただけたらなっていうのが私の考えです。</p> <p>よろしいでしょうか。どうでしょうか。</p> <p>そうですね。たくさんご意見いただきましてありがとうございます。本当にこれから色々な政策ですね勿論考えていく必要もあるかと思っておりますので、今の仰っているようにそこを理解していくっていうのは非常に大事だということが改めて凄く認識出来たなと思っております。今後勿論まだこれから意見交換会も当事者の皆さんと、意見交換会もこれからも考えておりますのでまだ多くの方にご意見を頂いてそこをふまえて手話条例という形で作っていかうかなと思っております。それに関して他無ければ次に進めて下さい。</p> <p>たくさんのご意見いただき、ありがとうございます。手話言語条例を策定していくということですが、この条例を作ることによって、何を期待していくのか、どこをどう変えていきたいのかというのが、一つ大切なことだと思います。先生おっしゃいますとおり、どこの市も作っているから、本市も作らないといけないから、形だけ整えたというふうなことだけでは、皆様に集まっていただいて、議論をしていただく意味がありませんから、この条例を作ることによって、川西市の今の現状をどう変えていくのか、といった問題意識をもってですね、皆さんと一緒に知恵を絞っていただけるといいなというふうな思いはしています。ただ、条例ですので、あまり細かいことや、具体的なことを盛り込むのは、なかなか実際問題として難しいところがあります。ですから、1つは、手話が言語であるというこというふうなことを市民の皆さんと一緒に共有していくということがポイントとなってくると思います。具体的に、それぞれの主体として、どんな役割をもって果たしていくのか、というところも1つポイントになるかな、と思います。この条例を通じて、いかに、川西市の中で手話を普及させていくのか、当たり前ものにしていくのか、大切なものになってくようかなと思いますので、また、是非一緒になって検討させていただければと思います。</p>
-----	--

## 審 議 経 過

部会長 事務局	<p>今後のスケジュールに移ってよろしいですか。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>まず検討部会につきましては、今日第1回目という形になりますが、一応9月まで計4回程度開催できたらなと思っております。あと、障害者施策推進協議会、この部会の元となる協議会の方でここで検討した内容等を報告させていただいて、協議会を開催していこうかなと思っております。また、条例案のパブリックコメントにつきましては、7月末から9月初めの当たり約1か月間でパブリックコメントを考えております。その後は、市議会へ皆さんと一緒に議論させていただいた条例案を議会の方へ10月末から11月になると思いますけど提案していきます。12月に条例案に対して審議させていただいて、今のところは来年1月1日という形でこの条例の制定出来たらなというスケジュールで考えております。</p> <p>次この制定検討部会の予定につきましては、意見交換会と今後のスケジュール等を説明させていただきます。次は、聴覚障がい者等との意見交換会をちょっと考えておりますので、後程またその件について皆さんのご意見をお聞かせいただけたらなと思います。あと2回目から4回目につきましては、条例の素案、最後に条例案という形で皆さんと議論していきたいと考えております。合わせて、今日このような政策的なものも皆様と一緒に検討出来たらなという形で今後の予定を考えております。</p> <p>このまま右側を見て頂きたいと思いますが、先ほどお伝えさせていただいたように聴覚障がい者、いわゆる当事者との意見交換会をできれば実施したいなと思っております。できれば広く市民の皆さんと意見交換しながら一緒にこの条例を制定出来たらなと提案させていただいています。開催時期につきましては、今のところ4月、ちょっと日にちは入れておりませんが、参加者は、できれば検討部会の皆様含めてこの意見交換会の参加をお願いしたいので、4月の皆様のご都合を合わせた形で開催出来たらなと思っています。約2時間という形で一緒に議論したい。場所につきましては市役所の少し広い会議室、あるいはキセラの大会議室で。コロナの影響はまだ続いておりますので、その部分を考えながらこの意見交換会を開催出来たらなと思っています。定員ですが、20人までくらいになるかなということ想定しております。これに関しましても、皆様のご意見いただけたらなと思っています。</p> <p>最後、参加者ですが、基本的に私どもで考えているのは検討部会員の皆様とろうあ者協会、人数はどれくらいなのかまたご意見いただけたらなと思っていますが、3人か4人、あるいは手話サークル、通訳の皆さん、後は障がい者団体、一般市民の方、という形で開催出来たらなとで考えており</p>
------------	---

## 審 議 経 過

部会長 事務局	<p>ます。以上でございます。</p> <p>これはどんな方法で集めるものか。</p> <p>基本的には各所属にご依頼させていただいて推薦していただく、一般市民の方でしたら、お声がけするか、公募であるかという方法があるかと考えております。</p>
部会長 事務局	<p>年齢は若い人から、高齢の方まで割と幅広い方が良いですよ。</p> <p>基本的には年齢は制限しません。ただ今回一般市民の意見につきましても、障がい者の皆様の意見は今回アンケートでたくさんご意見を寄せて頂いてますので、ほんとにたくさんの方の政策提案のようなものも頂いておりますので、そこ踏まえてこの条例を作っていくかと思っております。今回のメンバーにつきましては、特に制限というのは設けずに公募かあるいは推薦という形でもいいかなというふうには思っております。</p>
部会員 事務局	<p>主になるのは市民ということでしょうか。川西ろうあ協会だけから選ぶというイメージでしょうか。</p> <p>ろうあ協会だけじゃなくても、協会に属さない当事者の方も来ていただけるのであれば、もちろんそこはまあ公募になるか、なかなか私どもは一般公募で例えば障がい者枠と市民枠というのはできると思っております。</p>
部会員 部会員	<p>その方がいいと思っております。</p> <p>手話サークルや当事者はわかるんですけど、障がい者団体、川西4つの団体があるんですね。その団体から選ぶということでしょうか。</p>
事務局	<p>あくまで案ですので、絶対そこを呼ぶというのではないですけども、団体の代表とかといった形でできないことはないと思っております。</p>
部会長 事務局	<p>公募となると、ホームページか何かで広く募って、申込みが来て、上限、早い方から順番にということですか。</p> <p>はい。締め切りします。なので、例えばろうあ協会から参加しやすいのであれば当事者からご推薦いただくというのもあると思っておりますので。</p>
部会員	<p>もう一つお願いしたいことがあります。聞こえない子供を持っている親御さんも参加して欲しいと思っております。親の気持ちを考えるのは大切なことだと思います。</p>
部会長 部会員	<p>手話サークルとしては何人来て欲しいとかありますか。</p> <p>人数限度があるので、どうかなと思うんです。昼のサークルと私は夜のサークルなんですけど、どっちからも1人ないし2人出れるっていうのであれば是非参加して欲しい人はいます。</p>
部会長 事務局 部会長	<p>私たち7人も合わせて20人。</p> <p>そのようにと考えておりますが。</p> <p>今コロナで中々集まってOKとはかないので。</p>

## 審 議 経 過

部会員 事務局 部会員 事務局  部会長   事務局   部会長 部会員   部会長 部会員 部会長 事務局 部会長 事務局 部会長 事務局   部会員	<p>職員の方も含めて20人ですよ。</p> <p>私たちは基本的に入らないと考えております。</p> <p>意見交換会には参加されないということ。</p> <p>そこは勿論行きますので、事務局として勿論参加しますけれども、その意見交換会の中にはその一員になるということではない。</p> <p>ろうの方とそれからろうの子どもさんを持つ親御さんとそれから手話サークルの方とそれから親の障害者の団体の方とその方たちに声を掛け、それから一般のその市民の方々と 広く声を掛けて全部で13人ですよ。13人ぐらい13から15ぐらいにしてどうやってそれは具体的な方法というのは。</p> <p>出来れば例えば当事者でしたら出来ればろうあ協会通じてしていきたい。サークルに関しては手話サークル2つありますのでそこ、障害者団体に関しては連合会から推薦して頂く。市民に関しましては公募という形になるかなと思ってのんですが、確かに今の時期公募するのは難しい所もあるかなと知っているところがあります。親に関しては今紹介していただくのは構成としては可能かなと。</p> <p>ろうあ協会としては何人ぐらい声を掛けようかなというのはありますか。</p> <p>高齢者にも今の現状の生の声、意見を聞きたいので、障害者の子どもを持っている親御さんもいるのでその方にもお声がけしたい。川西市については市で暮らしやすい社会を目的にしようとしているので様々な人の意見とか、2人はぜひ推薦したいと思っています。</p> <p>保護者に向けてというのは可能ですか。</p> <p>可能だと思います。</p> <p>この集約というのは福祉課でやっていただく。</p> <p>そうですね、はい、そこは私どもの方で。</p> <p>今それぞれ皆さんからお声がけがOKだというふうに。</p> <p>分かりました。</p> <p>じゃあそれでお願いします。</p> <p>はい、分かりました。時期なんですけど、4月大体皆さんどうですか、ちょうど役所的に4月上旬は中々難しいと思うんですけども、またお願いしていきますので少しお時間いただくかは必要ありますので、4月の下旬辺りで開催出来たらなと思っています。例えばそこは平日がいいのかあるいは土日に、一般の方を考えると土日になっていくんじゃないかなと思っておりますが皆さん如何でしょうか。</p> <p>4月は団体の総会がほとんど土日につまっているんですよ。私個人的に言ったら平日の方が、平日の夜に都合がいいです。皆様のご都合に合わせて</p>
---	---



## 審 議 経 過

部会長	す。
事務局	参加してくださる方々が皆様仕事しておられますよね。そうするともう夜というふうになるのかなと。
部会長	わかりました。それでは平日夜で大丈夫でしょうか。今日のような時間帯かもしれませんけれどもそんな形で大丈夫でしょうか。これに関しましては、今後私どもの方でまとめて参加者の調整をさせていただきますのでよろしくをお願いします。
事務局	それでは4月の意見交換までそんなにたくさん日がある訳じゃないので、いろいろと大変だと思いますがよろしくをお願いします。
部会長	<p>次回の方は4月に意見交換会を予定しており、5月の会議時には素案を提示させていただこうかなと思っております。その素案でさらに議論していただいて、その次に案という形でもっていきたいなと、スケジュールで考えております。</p> <p>第2回の開催ですが、また前回と同じように、スケジュールを事前に調整させていただくという形でよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。今のところは、5月ぐらいで考えております。またあらためて調整させていただきます。</p> <p>それではこれで終わりということではよろしいでしょうか。これをもちまして第1回検討部会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>